

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2021年12月24日

【中間会計期間】 第19期中（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

【会社名】 株式会社グレイスヒルズカントリー倶楽部

【英訳名】 GRACE HILLS COUNTRY CLUB CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 若 林 伸 和

【本店の所在の場所】 三重県四日市市桜町池之谷2230

【電話番号】 059－327－1110(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 富 野 正 裕

【最寄りの連絡場所】 三重県四日市市桜町池之谷2230

【電話番号】 059－327－1110(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 富 野 正 裕

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第17期中	第18期中	第19期中	第17期	第18期
会計期間	自 2019年 4月1日 至 2019年 9月30日	自 2020年 4月1日 至 2020年 9月30日	自 2021年 4月1日 至 2021年 9月30日	自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日	自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日
売上高 (千円)	54,671	55,500	55,441	109,231	104,900
経常利益 (千円)	5,171	11,911	9,699	15,270	16,594
中間(当期)純利益 (千円)	3,401	7,862	6,398	10,062	10,941
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	64,400	64,400	64,400	64,400	64,400
発行済株式総数 (株)	普通株式 47,872 優先株式 903	普通株式 47,872 優先株式 903	普通株式 47,872 優先株式 903	普通株式 47,872 優先株式 903	普通株式 47,872 優先株式 903
純資産額 (千円)	1,107,067	1,121,591	1,131,069	1,113,728	1,124,670
総資産額 (千円)	1,121,948	1,142,323	1,140,700	1,123,650	1,150,986
1株当たり純資産額 (円)	8,009.54	8,311.02	8,507.13	8,147.74	8,374.41
1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	70.10	163.28	132.71	208.30	226.67
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	98.7	98.2	99.2	99.1	97.7
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	31,582	41,880	26,055	36,381	40,774
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△25,970	△12,209	△12,226	△34,965	△20,240
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	—
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	252,383	277,858	282,551	248,188	268,723
従業員数 (名)	1	1	1	1	1

- (注) 1 当社は、中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
- 2 持分法を適用した場合の投資利益については、損益等に与える影響がないため記載しておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額は、潜在株式がないため記載しておりません。
- 4 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第19期中間会計期間の期首から適用しており、第19期中間会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社及び当社の関係会社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。
また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年9月30日現在	
従業員数(名)	1

- (注) 1 従業員数は、就業人員数であります。
2 当社は、ゴルフ場事業の単一セグメント・単一事業部門であるため、ゴルフ場全体での従業員数を記載しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間会計期間において、当社の経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更はありません。

また、新たに定めた経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等はありません。

(2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について、重要な変更はありません。

また、新たに生じた事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

2 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

当中間会計期間におけるわが国経済は、業種間で景況感が二極化しておりますが、新型コロナウイルスワクチンの接種の進展と活動制限の緩和を背景に景気回復が明確化する見通しにあります。

このような環境下、当社がリゾートトラストゴルフ事業株式会社に運営委託しているグレイスヒルズカントリー倶楽部の当中間会計期間の来場者数は23,085名、前年同期比では3,309名の増加（前年同期比16.7%増）となりました。特に第1四半期の来場者数は顕著に増加しました。三重県内で5月期中23日間に亘り「まん延防止等重点措置」が適用されましたが、会員様の利用がコロナ禍で特に増加したことにより来場者数に大きな影響は無く、大型コンペは無いものの、小コンペが活性化することで平日の稼働率が前年同期比16.8%増加、休日に至っても14.1%増加となり、第1四半期に大幅増員となりました。また6月から8月にかけては梅雨入りが早く長雨が響いたものの第2四半期でも来場者数は前年同期比6.6%増加し、上半期で大幅に来場者数を確保出来た結果となりました。その他、休日のメンバータイムの需要、スルーラウンドの設定、会員様へのイベント企画、女性向けコンペ企画を充実させた事も会員様リピートに繋がり、特に女性来場割合は約20%を維持しました。また、コロナ禍でありながらも会員権の引合いも増加しており、入会待ちの状況が続くなど活性化の要因となっております。会員様の来場者数は10,356名と前年同期比1,130名（12.2%）増加し、ゲスト来場者数は12,729名と前年同期比2,179名（20.7%）増加しました。メンバー比率は前年同期比1.8ポイント低下し44.9%となりました。

当中間会計期間の当社の売上高は、リゾートトラストゴルフ事業株式会社からの運営委託手数料収入等で構成されており、55,441千円（前年同期比0.1%減）となりました。一方、販売費及び一般管理費は48,071千円（前年同期比6.0%増）となりました。

その結果、営業利益は7,369千円（前年同期比27.3%減）、経常利益は9,699千円（前年同期比18.6%減）、中間純利益は6,398千円（前年同期比18.6%減）となりました。

前事業年度末に比べ、資産は10,286千円減少の1,140,700千円、負債は16,684千円減少の9,631千円、純資産は6,398千円増加の1,131,069千円となりました。

② キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は前事業年度末に比べ13,828千円増加し、282,551千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における営業活動による資金の増加は、26,055千円（前年同期は41,880千円の増加）となりました。これは、前払費用の減少額が17,910千円及び減価償却費が14,320千円あったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における投資活動による資金の減少は、12,226千円（前年同期は12,209千円の減少）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出が12,226千円あったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における財務活動による資金の増減はありませんでした（前年同期も増減なし）。

③ 生産、受注及び販売の実績

当社はゴルフ場の管理を行っている会社のため、生産実績及び受注実績については該当事項はありません。

販売実績

区分	前中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)		当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)	前年同期比(%)
運営委託契約等による手数料収入	55,500	1.6	55,370	△0.2
その他	—	—	71	—
合計	55,500	1.5	55,441	△0.1

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)		当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
リゾートトラストゴルフ事業㈱	55,500	100.0	55,370	99.9

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

① 当中間会計期間の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

資産合計は1,140,700千円となり、前事業年度末と比べて10,286千円の減少となりました。これは、前払費用の減少が17,910千円あったこと等によるものです。

負債合計は9,631千円となり、前事業年度末と比べて16,684千円の減少となりました。これは、未払金の減少が15,934千円があったこと等によるものです。

純資産合計は1,131,069千円となり、前事業年度末と比べて6,398千円の増加となりました。これは中間純利益の計上によるものです。

経営成績についての分析は「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態及び経営成績の状況」をご参照ください。

経営成績に重要な影響を与える要因については「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照ください。

② 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の資本の財源及び資金の流動性については、既存施設の維持・管理を目的とした設備投資に必要な資金及びその他の所要資金には手元資金を充当することを基本的な方針とし、必要に応じてグループ会社からの借入等による資金調達を行うこととしております。

なお、当中間会計期間における現金及び現金同等物の残高は282,551千円であり、有利子負債はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前事業年度末において、計画中又は実施中の重要な設備の新設、除却等はありません。また当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	148,000
優先株式	2,000
計	150,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2021年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年12月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	47,872	47,872	非上場	完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式(注) 1、4
優先株式	903	903	同上	優先的配当を受ける権利を有する株式(注) 2、3、4
計	48,775	48,775	—	—

(注) 1 普通株式の内容

(1) 完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。

(2) 普通株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

2 優先株式の内容

(1) 当社は、毎決算期において優先株式を有する株主に対し、普通株式を有する株主に先立ち、1株につき年100円を限度として優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額の利益配当金（以下「優先配当金」という）を支払う。

(2) 優先株式の株主は、前項の優先配当金が支払われた後の残余の利益に対しては配当を受ける権利を有しない。

(3) 当社は、特定の事業年度における優先配当金の全部又は一部が支払われないときは、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額については、優先配当金に先立ってこれを優先株主に支払う。

(4) 当社は、残余財産の分配をするときは、優先株式を有する株主に対し、普通株式を有する株主に先立ち、その優先株式1株につき、80万円を限度として分配を行う。

(5) 優先株式の株主は、(4)の優先分配が行われた後の残余の財産に対しては、分配を受ける権利を有しない。

(6) 優先株式の株主は、株主総会における議決権を有しないものとする。ただし、下記の場合を除くものとする。

ア) 定時株主総会において累積的優先株式の優先配当金の全部又は一部が支払われない旨の決議があったときは、次の定時株主総会に累積的優先配当金が支払われる旨の議案が提出されないときはその定時株主総会の時から、議決権を有する。

イ) 定時株主総会において累積的優先株式の優先配当金の全部又は一部が支払われない旨の決議があったときは、次の定時株主総会に累積的優先配当金が支払われる旨の議案が提出されたが否決されたときはその定時株主総会終結の時から、議決権を有する。

(7) 優先株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(8) 優先的配当を受ける権利を有する株式である。

3 当社は、定款の定めにより優先株式を引き受ける者の募集について、優先株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとする。

4 当社は単元株制度を採用していない。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年9月30日	—	48,775 (普通株式 47,872 優先株式 903)	—	64,400	—	515,549

(5) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	2021年9月30日現在 発行済株式(自己株式を 除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
岡崎クラシック(株)	愛知県岡崎市岩中町 1	4,998 (—)	10.2 (—)
(株)セントクリークゴルフクラブ	愛知県豊田市月原町黒木 1-1	3,998 (—)	8.2 (—)
多治見クラシック(株)	岐阜県多治見市小名田町 1	3,864 (—)	7.9 (—)
リゾートトラスト(株)	名古屋市中区東桜 2-18-31	1,584 (—)	3.2 (—)
昭永工業(株)	三重県四日市市塩浜町 1	126 (—)	0.3 (—)
計	—	14,570 (—)	29.9 (—)

(注) 1 (内書)は優先株式の株式数及び割合であります。なお、優先株式は全て議決権が発生しているため、所有議決権数別の記載は省略しております。

2 所有株式数第 6 位にあたる 84 株を所有する株主の数が 10 名となっておりますので、上位 5 名のみの記載としております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	2021年9月30日現在 内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 47,872	47,872	—
	優先株式 903	903	優先株式の内容は「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等」の「②発行済株式」 の注記に記載しております。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	48,775	—	—
総株主の議決権	—	48,775	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)の中間財務諸表について、篠藤公認会計士事務所 公認会計士 篠藤敦子により中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	68,723	82,551
関係会社短期預け金	200,000	200,000
売掛金	5,874	5,357
その他	23,629	5,869
流動資産合計	298,226	293,778
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※1 101,646	※1 100,055
構築物（純額）	※1 94,667	※1 89,703
コース勘定	112,298	112,298
土地	149,796	149,796
その他（純額）	※1 52,051	※1 54,119
有形固定資産合計	510,461	505,975
無形固定資産	3,436	3,436
投資その他の資産		
投資有価証券	4,781	4,781
関係会社株式	2	2
長期前払費用	9,570	8,203
差入保証金	324,230	324,230
その他	276	292
投資その他の資産合計	338,862	337,510
固定資産合計	852,759	846,922
資産合計	1,150,986	1,140,700
負債の部		
流動負債		
未払金	16,378	443
未払法人税等	3,225	3,316
その他	6,686	※2 5,870
流動負債合計	26,290	9,631
固定負債		
その他	25	—
固定負債合計	25	—
負債合計	26,316	9,631
純資産の部		
株主資本		
資本金	64,400	64,400
資本剰余金		
資本準備金	515,549	515,549
その他資本剰余金	461,172	461,172
資本剰余金合計	976,721	976,721
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	83,548	89,947
利益剰余金合計	83,548	89,947
株主資本合計	1,124,670	1,131,069
純資産合計	1,124,670	1,131,069
負債純資産合計	1,150,986	1,140,700

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
売上高	55,500	55,441
売上総利益	55,500	55,441
販売費及び一般管理費	45,368	48,071
営業利益	10,131	7,369
営業外収益	※1 1,779	※1 2,329
経常利益	11,911	9,699
税引前中間純利益	11,911	9,699
法人税、住民税及び事業税	4,222	3,316
法人税等調整額	△173	△15
法人税等合計	4,049	3,300
中間純利益	7,862	6,398

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	64,400	515,549	461,172	976,721	72,607	72,607	1,113,728	1,113,728
当中間期変動額								
中間純利益					7,862	7,862	7,862	7,862
当中間期変動額合計	—	—	—	—	7,862	7,862	7,862	7,862
当中間期末残高	64,400	515,549	461,172	976,721	80,469	80,469	1,121,591	1,121,591

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	64,400	515,549	461,172	976,721	83,548	83,548	1,124,670	1,124,670
当中間期変動額								
中間純利益					6,398	6,398	6,398	6,398
当中間期変動額合計	—	—	—	—	6,398	6,398	6,398	6,398
当中間期末残高	64,400	515,549	461,172	976,721	89,947	89,947	1,131,069	1,131,069

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	11,911	9,699
減価償却費	13,986	14,320
受取利息	△1,479	△1,479
未払金の増減額 (△は減少)	△907	△13,542
未払消費税等の増減額 (△は減少)	380	△779
その他	18,740	19,582
小計	42,632	27,801
利息の受取額	1,479	1,479
法人税等の支払額	△2,231	△3,225
営業活動によるキャッシュ・フロー	41,880	26,055
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△12,209	△12,226
投資活動によるキャッシュ・フロー	△12,209	△12,226
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	29,670	13,828
現金及び現金同等物の期首残高	248,188	268,723
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 277,858	※ 282,551

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

イ 関連会社株式

移動平均法による原価法

ロ その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法の規定に基づいております。

3 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

運営委託契約等による手数料収入

リゾートトラストゴルフ事業株式会社にゴルフ場の運営を委託しており、当社ゴルフ場に関する営業上の売上及び営業費用は、リゾートトラストゴルフ事業株式会社に帰属するものとし、当社はリゾートトラストゴルフ事業株式会社からの運営委託による手数料を受け取っています。手数料の受け取りに対するサービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

4 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5 その他中間財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、収益認識会計基準等の適用による中間財務諸表に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、「収益認識関係」注記のうち、当中間会計期間に係る比較情報については記載しておりません。

(表示方法の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用しております。時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとし、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令(令和2年3月6日内閣府令第9号)附則第3条第2項により、経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積り)

前事業年度の有価証券報告書に記載した(重要な会計上の見積り)の仮定について重要な変更はありません。

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	282,394千円	296,715千円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 営業外収益の主要項目

	前中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
受取利息	1,479千円	1,479千円

2 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
有形固定資産	13,986千円	14,320千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	47,872	—	—	47,872
優先株式(株)	903	—	—	903
合計(株)	48,775	—	—	48,775

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4 配当に関する事項
該当事項はありません。

II 当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	47,872	—	—	47,872
優先株式(株)	903	—	—	903
合計(株)	48,775	—	—	48,775

2 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4 配当に関する事項
該当事項はありません。

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
現金及び預金	77,858千円	82,551千円
関係会社短期預け金	200,000千円	200,000千円
現金及び現金同等物	277,858千円	282,551千円

(金融商品関係)

1 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2021年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 売掛金	5,874	5,874	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	4,781	3,618	△1,163
資産計	10,655	9,492	△1,163

(※1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「関係会社短期預け金」については、預金と同様の取り扱いをしており、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 以下の金融商品は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度(千円)
関係会社株式（非上場株式）	2
差入保証金	324,230

当中間会計期間（2021年9月30日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 売掛金	5,357	5,357	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	4,781	3,747	△1,033
(3) 差入保証金	324,230	282,052	△42,177
資産計	334,369	291,157	△43,211

(※1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「関係会社短期預け金」については、預金と同様の取り扱いをしており、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、時価開示の対象としておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当中間会計期間(千円)
関係会社株式（非上場株式）	2

2 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（2021年9月30日）

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間（2021年9月30日）

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	—	5,357	—	5,357
投資有価証券				
その他有価証券	—	3,747	—	3,747
差入保証金	—	282,052	—	282,052
資産計	—	291,157	—	291,157

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

売掛金

売掛金の時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

投資有価証券は、会員権流通市場における相場価格から算出した価格をもって時価としており、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを合理的に見積もりをした差入保証金の返還予定時期に基づき、国債の利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(持分法損益等)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
関連会社に対する投資の金額	2千円	2千円
持分法を適用した場合の投資の金額	2千円	2千円
	前中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
持分法を適用した場合の投資利益の金額	一千円	一千円

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

	金額(千円)
運営委託契約等による手数料収入	55,370
その他	71
顧客との契約から生じる収益	55,441
外部顧客への売上高	55,441

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、ゴルフ場事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

I 前中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1 サービスごとの情報

当社は、ゴルフ場事業として単一のサービスを提供しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
リゾートトラストゴルフ事業㈱	55,500千円	ゴルフ場事業

II 当中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1 サービスごとの情報

当社は、ゴルフ場事業として単一のサービスを提供しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
リゾートトラストゴルフ事業㈱	55,370千円	ゴルフ場事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額並びに1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	8,374円41銭	8,507円13銭

	前中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額	163円28銭	132円71銭
(算定上の基礎)		
中間純利益金額(千円)	7,862	6,398
普通株主に帰属しない金額(千円)	45	45
(うち優先配当額(千円))	(45)	(45)
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	7,816	6,353
普通株式の期中平均株式数(株)	47,872	47,872

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第18期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）2021年6月29日東海財務局に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年12月23日

株式会社グレイスヒルズカントリー倶楽部
取締役会 御中

篠藤公認会計士事務所
大阪府大阪市
公認会計士 篠 藤 敦 子

中間監査意見

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グレイスヒルズカントリー倶楽部の2021年4月1日から2022年3月31日までの第19期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

私は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社グレイスヒルズカントリー倶楽部の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における私の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク

評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。